

告示

埼玉県告示第七百六十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十条第三項の認可をしたので、同条第七項の規定により公示する。

令和四年七月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 漁業権者の名称及び住所

埼玉東部漁業協同組合

埼玉県越谷市大間野町四丁目四十八番地二

二 漁業権の免許番号

共第五号

三 変更の内容

第三条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内でなければならぬ。

ア 漁具・漁法	イ 規模
釣り	道糸3本以内

四 変更後の遊漁規則の施行の日

令和四年七月六日